上告棄却判決を弾劾する

6ヶ所の一坪共有地訴訟に対して最高裁第一小法廷（泉徳治裁判長）は1月17日、上告を棄却する不当判決を下した。これは、実質審理抜きの門前払いという全く不当極まりない反動判決であり、反対同盟は満身の怒りを込めて徹底的に弾劾する。

本件は、昨年7月11日の控訴棄却という一坪共有地強奪の不当判決に対して、一坪共有者の北原鉱治、萩原進、三浦五郎氏ら11名が上告していたものである。一坪共有地は、空港建設を阻止する目的で結成された「三里塚地区周辺に土地をもつ会」という組合財産の合有地であるため、個人で勝手に分割して売買することが禁止されている。にもかかわらず成田空港会社（NAA）は、土地収用法による農地強奪が破綻して不可能になったために民法で強奪しようと憲法違反の土地強奪を狙って提訴した。今回の上告棄却は違法な土地強奪を追認する理不尽極まりない暴挙である。

判決は、「土地をもつ会」を組合とは認めず全面的価格賠償方式による金銭での賠償を認めた控訴審判決をそのまま踏襲した不当なものである。しかし実際には組合による合有地であるため個人的に売買することは民法676条で禁止されており、共有地持分が半永久的に残ってしまうため空港建設ができなくなってしまう。そこで苦し紛れに、最高裁が全面的価格賠償方式（いわゆる金銭による賠償）を認めた判例を引用して、NAAの主張を認めたものである。

これでは、全面的価格賠償方式による判例を常態化して、次から次へと金銭による強奪を認めることになり、最高裁の判例という枠を超えて新たな立法を行なったのと同じことになってしまう。司法に立法権はなく、千葉地裁や東京高裁そして最高裁が全面的価格賠償方式を振り回すということは、明らかに司法権の逸脱であり違法である。立法化もされていない判例を使って共有地を強奪しようなどとは言語道断であり、絶対に認められない。

今回の最高裁判決は、住民がその権利を主張し、闘いの手段としてきた一坪共有運動を破壊しようとする前代未聞の暴挙である。暫定滑走路建設の危機に追い詰められた政府・国交省、NAAと司法が一体となって、反対同盟及び三里塚闘争をつぶそうとするものにほかならない。反対同盟は、反動判決を粉砕して、廃港にむけ徹底的に闘いぬくことを宣言する。

2008年1月２２日

三里塚芝山連合空港反対同盟
連絡先　事務局長・北原鉱治　成田市三里塚１１５